

# ○津山工業高等専門学校教養教育推進室規程

〔平成 28 年 2 月 17 日〕  
規 程 第 6 号

## (目的)

第 1 条 津山工業高等専門学校における教養教育全般の一層の推進を図るため、津山工業高等専門学校教養教育推進室（以下「推進室」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 推進室は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本校の教養教育全般の在り方を考え、その推進を図る。
- (2) 教養教育に携わる全教員の連携を深める。
- (3) その他教養教育に関すること。

## (組織)

第 3 条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 推進室長
- (2) 推進室員
- (3) その他校長が必要と認めた者

## (推進室長)

第 4 条 推進室に推進室長を置き、校長が任命する教授をもって充てる。

- 2 推進室長は、推進室の業務を総括する。
- 3 推進室長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (推進室員)

第 5 条 推進室員は、各教養科目(国語、社会、数学、理科、英語、体育)から推薦された教員各 1 名をもって充て、校長が任命する。ただし、推進室長が教養科目担当者の場合は、当該科目の推進室員を兼ねる。

- 2 推進室員は、推進室の業務を処理する。
- 3 推進室員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (教養教育推進部会)

第 6 条 推進室に、次の各号に掲げる教科ごとの部会（以下「教科部会」という。）を置く。

- (1) 国語部会

- (2) 社会部会
- (3) 数学部会
- (4) 理科部会
- (5) 英語部会
- (6) 体育部会

2 各教科部会にそれぞれ部会長を置き，推進室員がこれを兼ねる。

3 部会長は，各教科部会において実務的処理を担当する。

#### **(教養教育推進室会議)**

第7条 推進室に，教養教育推進のため，教養教育推進室会議を置き，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 推進室長
- (2) 推進室員

2 教務主事は，教養教育推進室会議に陪席し，意見を述べることができる。

3 教養教育推進室会議が必要と認めたときは，第1項に掲げる者以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

#### **(事務)**

第8条 推進室に関する事務は，学生課において処理する。

#### **(雑則)**

第9条 この規程に定めるもののほか，推進室に関し必要な事項は，別に定める。

#### 附 則

この規程は，平成28年4月1日から施行する。